

市民総合賠償補償保険 Q&A

Q1 除雪ボランティアへ民間企業が参加したいという場合が想定されるが、団体名に民間企業の名前は使用できるのか。

A1 企業名での登録は可能です。

Q2 市外者が参加する場合、補償保険の対象となりうるのか。

A2 市外者であっても、除雪ボランティアの申請団体に参加していることが確認できれば、補償の対象となります。

Q3 団体加入していることを証明する人は誰か。

A3 団体加入の有無については、申請書に記載してある代表者が証明します。

Q4 町内会でのボランティア登録時、町内会に加入している住民すべての名前を登録する必要があるのか。

A4 ありません。何らかの補償を受ける際、町内会に加入していることが分かれば良いです。

Q5 子供も対象となるか。

A5 親が町内会に参加していれば対象となります。

Q6 補償保険に関して、保険料を支払う必要があるのか。

A6 名取市で加入している保険であるため、住民に金銭的負担はありません。

Q7 補償保険での補償内容には、どのようなものがあるのか。

A7 「補償保険の内容」にて、補償保険の内容を記載しています。
また併せて、補償の対象とならない事故についても記載していますので、1度ご確認ください。

Q8 ボランティア参加のための往復途上は対象とならないとあるが、活動中における移動行為（物品の供給や場所の移動等）はどうなるのか。

A8 活動中における移動行為（物品の供給や場所の移動等）は補償保険の対象となります。

しかし、その移動の際に活動を終了し帰る人員については補償保険の対象外となります。

Q9 活動中に事故が起こり、補償保険の申請を行う際に提出するものはあるのか。

A9 最初に「事故報告書（様式7）」を提出していただきます。

「事故報告書」は市役所経由で損害保険ジャパン日本興亜株式会社に提出し、後日「保険金請求関係書類」を担当課より被害者の方へ送付します。

Q10 ボランティア活動時、参加者が第三者に損害を与えた場合に賠償責任保険の対象となり得るのか。

A10 賠償責任保険の適用となります。

ただし、事故状況によっては対象外になる場合もあります。